

○経済産業省告示第二百五号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十五日から施行する。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣 茂木 敏充

本文に次の一号を加える。

四 貿易外省令第九条第二項第十四号ホ又はへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、第二号の2に該当するものとする。

○経済産業省告示第二百六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十五日から施行する。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣 茂木 敏充

題名及び本文中「及び第八号イ」を削る。

別表第二号中「及び第四号イ」を削る。

○経済産業省告示第二百七号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百六十号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十五日から施行する。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣 茂木 敏充

第二号中「及び第四号イ」を削る。

○経済産業省告示第二百八号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十五日から施行する。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣 茂木 敏充

題名及び本文中「及び第八号ハ」を削る。

本文中「。以下「輸出令」という。」を削る。